

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第1				別表第1			
名 称	位 置			名 称	位 置		
文花テニス・コート	〔略〕			文花テニス・コート	〔略〕		
八 広 野 球 場	〔略〕			八 広 野 球 場	〔略〕		
東墨田テニス・コート	〔略〕			東墨田テニス・コート	〔略〕		
墨 田 野 球 場	〔略〕			墨 田 野 球 場	〔略〕		
墨 田 競 技 場							
鐘 淵 野 球 場	〔略〕			鐘 淵 野 球 場	〔略〕		
鐘 淵 球 技 場							
立 花 体 育 館	東京都墨田区立花一丁目 25番10号			〔新設〕			
荒川緑地フィールド・ ハウス	〔略〕			荒川緑地フィールド・ ハウス	〔略〕		
別表第2				別表第2			
施設区分	単 位	区 分	使用料	施設区分	単 位	区 分	使用料
テニス・コート	〔略〕			テニス・コート	〔略〕		
野 球 場	〔略〕			野 球 場	〔略〕		
競 技 場	〔略〕			競 技 場	〔略〕		
球 技 場	〔略〕			球 技 場	〔略〕		
屋内運動場	貸切りの場 合、1回、 1時間	午前9時 から午後 6時まで	220 円	〔新設〕			
		午後6時 から午後 9時まで	380 円				
	貸切でない 場合、1人、 1回、2時 間以内	一般	160 円				
		中学生以 下	50円				
フィールド・ハ ウス内集会室	〔略〕			フィールド・ハ ウス内集会室	〔略〕		
付属設備・器具	〔略〕			付属設備・器具	〔略〕		

付 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区営運動場条例の規定の例により行うことができる。